

開 会 の 宣 言

事務局

只今から令和6年10月の定例総会を開催いたします。出席委員は、12名中11名で定足数に達しておりますことをご報告いたします。

議 長

10時00分開会を宣言する。本日の議事録署名委員は、5番 川崎信彦 委員と、6番 松本敏弘 委員にお願いします。会議書記は事務局職員の仲野さんをお願いします。次回の会議について日程説明。

議案第1号

農地法第3条の規定による許可申請について

議 長

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より朗読と説明をお願いします。

事務局

今月の農地法第3条の許可申請は、4件でございます。「議案第1号、通り番1から4を、議案書をもとに朗読」

議 長

議案第1号について事務局の朗読と説明が終わりました。地元委員の説明及び意見をお願いします。

5番委員

■通り番1

通り番1を説明します。

農地の所有者であります■■■■さんは、埼玉県にお住まいで耕作管理が出来ないということで、■■■さんに贈与するというものです。

申請地は大村のガソリンスタンドの先の中川水系横の旧道を上った所です。

関係書類も揃っており、特に問題もありませんので、ご審議をお願いします。

議 長	議案第 1 号の通り番 1 について、地元委員からの説明が終わりました。地元委員は賛成意見ということで聞いておりますが、意見、質問はありませんか。
議 長	無いようでございますので、続きまして通り番 2 につきまして、地元委員の説明及び意見をお願いします。
9 番委員	<p>■通り番 2</p> <p>通り番 2 を説明します。</p> <p>申請地は三毛門の元パチンコ店の信号から沓川方面に下った先にあります。譲渡人の■■■■さんと譲受人の■■■■さんは同居する親子であり、生前贈与をするとのことです。</p> <p>関係書類も揃っており、耕作管理についても特に問題ありませんのでご審議よろしくをお願いします。</p>
議 長	議案第 1 号の通り番 2 について、地元委員からの説明が終わりました。地元委員は賛成意見ということで聞いておりますが、意見、質問はありませんか。
議 長	無いようでございますので、続きまして通り番 3 につきまして、地元委員より説明及び意見をお願いします。
9 番委員	<p>■通り番 3</p> <p>通り番 3 について説明します。</p> <p>申請地は、2 名 2 筆ありますが、譲渡人 ■■■さんの農地は六郎の墓地のすぐ横にあります。もう一人の譲渡人■■■■■さんの農地は三楽の墓地から海岸方面に 1 0 0 m 下った所です。</p> <p>所有者である■さんは上毛町、■■■さんは中津市に住んでおり耕作管理がなかなかできないということです。</p> <p>一方、譲受人の■■■■■さんは住所が市丸であります、三楽の区域内にお住まいで、三楽営農組合の組合員であります。今後、組合と共に耕作管理をしていくとのこと。関係書類も揃っており、特に問題ありませんのでご審議よろしくをお願いします。</p>

議 長	議案第1号の通り番3について、地元委員からの説明が終わりました。地元委員は賛成意見ということで聞いておりますが、意見、質問はありませんか。
議 長	無いようでございますので、続きまして通り番4につきまして、地元委員の説明及び意見をお願いします。
8番委員	<p>■通り番4</p> <p>通り番4について説明します。</p> <p>申請地は鬼木山内線の途中にある養鰻場の裏手にあります。譲渡人の■■さんは高齢で耕作管理ができず、以前から■■さんが耕作管理しており、最終的には譲り受けて欲しいとのことで今回の申請に至っております。</p> <p>関係書類も揃っており、特に問題もありませんので、ご審議よろしくお願いいたします。</p>
議 長	議案第1号の通り番4について、地元委員からの説明が終わりました。地元委員は賛成意見ということで聞いておりますが、意見、質問はありませんか。
議 長	無いようでございますので、議案第1号の農地法第3条の規定による許可申請については、全て原案通り可決してよろしいですか。
全 員	異議なし
議 長	全員異議なしとのことですので、議案第1号は、全て原案通り可決いたします。

議案第2号

農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議長

続いて、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、事務局より朗読と説明をお願いします。

事務局

今月の農地法第4条第1項の規定による許可申請は、1件でございます。

「議案第2号、通り番1を、議案書をもとに朗読」

議長

議案第2号について事務局の朗読と説明が終わりました。地元委員の説明及び意見をお願いします。

11番委員

■通り番1

通り番1を説明します。

申請人の■■■さんは■■■牧場を営んでいます。現在、居住している自宅が老朽化してきたということで、新築するため今回の申請が上がっております。

場所は、豊前警察署前の交差点を岩屋方面に上り、右折すれば山田方面、左折すれば野田、荒堀方面に向かう交差点の付近です。

関係書類も揃っており、特に問題ないと思われまので、ご審議よろしくをお願いします。

議長

議案第2号の通り番1について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見ということで聞いておりますが、意見、質問はありませんか。

8番委員

1点、質問よろしいですか。

この申請地は、以前、焼肉店を建設するということで申請があった農地ではないですか。

議長

その通りです。

焼肉店として県が許可をしました。

8番委員	<p>今回の申請は以前の許可との整合性は取れるのですか。 前の許可は取下げができていますでしょうか。</p>
事務局	<p>以前の許可は、事業を進める中で店舗の規模が将来の計画にそぐわないということで取下げをしました。 このため、農振除外の除外面積もこの計画に合わせて修正をし、転用許可申請もやり直すということで、今回新規に許可を取り直すということで申請に至っております。 なお、県との事前協議は行っており、計画は適正であるとの判断をされています。</p>
事務局	<p>また、■■■さんについては本申請とは別に以前転用許可を受けた案件で計画変更が必要なものがありますが、来月の総会で諮り、そちらの計画変更に対して県から許可が下りた後にこの転用許可が下りるスケジュールとなっております。 一連の許可に対する手続きについては、県と協議を行っており問題のないことは確認しております。</p>
8番委員	<p>転用許可は許可後、何年以内に完了しなければならないとの取り決めはないのですか。</p>
事務局	<p>何年以内と法律には明記されておらず、申請にある工事期間内に完了するのが基本です。 また、許可後は工事進捗状況や工事完了報告書の提出が義務付けられています。 数十年前に転用許可を受けて、工事がなされないままの状態の所や本来の申請通りになっていない所が時々散見されますが、そういったものは本来であれば取下げや計画変更をしなければならないため、今後も相談や適切な指導を行いたいと思います。</p>
議長	<p>今回の申請については、以前に焼肉店で許可をされており、計画内容が自宅になったもので、これを不許可相当で意見を提出するには相応の理由が必要だが、明確な理由が見当たらないため許可相当と考えられますが、いかがでしょうか。</p>

事務局	<p>補足しますと今回の申請地は1種農地であります。この付近は県も1種農地として認定しております。1種農地は原則不許可であります。集落接続等の例外規定により農振除外や転用許可が受けれる場合があります。現在、1種農地で許認可を受けているものは、この例外規定によるものが一番多いです。</p> <p>また、一団の農用地の判断をする際に何処で区切るのかという分断要件があります。主なものでは大きな河川や道路、線路がこれに当たりますが、厳正に判断されますので一見すると可能だと思われる所も1種農地で例外規定に当たらないということで不許可相当と判断される場合も多く存在します。</p>
事務局	<p>重ねての説明になりますが、県との事前協議で農振除外と転用許可の手続きで、特に問題もなく許可が通る見込みで進めており、立地基準のほか周辺の営農に影響がないとの判断で前回の許可が下りています。焼肉店から更に影響の少ない一般個人住宅で不許可相当との意見を付して進達する場合、相当の理由が必要になりますが何かございますでしょうか。</p>
議 長	<p>事務局からの補足の説明がありましたが、他に意見、質問はありませんか。</p>
議 長	<p>無いようでございますので、議案第2号の農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について、原案通り可決してよろしいですか。</p>
全 員	<p>異議なし</p>
議 長	<p>全員異議なしとのことですので、議案第2号については、全て原案通り可決し県に進達いたします。</p>

議案第 3 号
非農地証明交付申請の承認について

議 長 続いて、議案第 3 号 非農地証明交付申請の承認について、事務局より朗読と説明をお願いします。

事務局 今月の非農地証明交付申請は、1 件でございます。
「議案第 3 号、通り番 1 を、議案書をもとに朗読」

議 長 議案第 3 号について事務局の朗読と説明が終わりました。地元委員の説明及び意見をお願いします。

事務局 ■通り番 1
通り番 1 を説明します。
本日は 4 番委員が欠席のため、事務局が預かっている説明及び意見を述べさせていただきます。
申請地は畑の冷泉から 3 5 0 m ほど下った左手にあります。この土地は平成 2 3 年 6 月 2 9 日にソフトバンクモバイルの基地局を目的として、農地法施行規則第 1 5 条の規則に基づく届出が出されており、現在も農地として利用されておらず、農業委員と農地利用最適化推進委員、事務局で現地確認をしたところ、今後の農地としての再生利用は不可能と判断されます。
関係書類も揃っており、非農地として問題もありませんので、ご審議をお願いします。

議 長 議案第 3 号の通り番 1 について、事務局からの説明が終わりました。地元委員は賛成意見ということで聞いておりますが、意見、質問はありませんか。

7 番委員 質問ですが、農地として利用されていないとは、どういう意味でしょうか。

事務局 所謂、認定電気通信事業者による許可不要の転用届で、農地法第 4 条や第 5 条と同様に転用されたものとして農地台帳から落とされるため、農地として利用していないという表現を使わせていただきました。

議 長	ほかに意見、質問等はありませんか。
議 長	無いようでございますので、議案第 3 号の非農地証明交付申請の承認については、原案通り可決してよろしいですか。
全 員	異議なし
議 長	全員異議なしとのことですので、議案第 3 号は、全て原案通り可決いたします。
<p>議案第 4 号 農業振興地域計画変更申請に対する意見決定について</p>	
議 長	議案第 4 号 農業振興地域計画変更申請に対する意見の決定についてですが、地元の関係委員は内容をよく確認していただきたいと思います。 いかがでしょうか。
議 長	何かございませんか。無いようでございますので、議案第 4 号の業振興地域計画変更申請に対する意見の決定について、原案通り承認してよろしいですか。
全 員	異議なし
議 長	異議なしとのことですので、議案第 4 号については、原案通り承認することといたします。

議案第5号

農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（所有権移転）

議長

議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（所有権移転）ですが、福岡県農業振興推進機構を通じた所有権移転関係になります。地元の関係委員は内容をよく確認していただきたいと思います。いかがでしょうか。

議長

何かございませんか。無いようでございますので議案第5号の農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（所有権移転）、原案通り承認してよろしいですか。

全員

異議なし

議長

異議なしとのことですので、議案第5号については、原案通り承認することといたします。

議案第6号

農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権設定）

議長

議案第6号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権設定）です。地元の関係委員は内容をよく確認していただきたいと思います。いかがでしょうか。

議長

何かございませんか。無いようでございますので議案第6号の農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認（利用権設定）について、原案通り承認してよろしいですか。

全 員	異議なし。
議 長	<p>全員異議なしとのことですので、議案第 6 号については、 原案通り承認することといたします。</p> <p style="text-align: center;">閉 会 の 宣 言</p> <p>10 時 15 分閉会を宣言する。</p>